令和元年第8回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年7月25日(木)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 16時00分

議長会長田中金治

委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1番	田中 金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩 元 不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	荻 島 保 夫	出	10番	新井 稔	出
4番	細 田 勉	出	11番	清水 登與雄	出
5番	細田 福三	出	12番	渋 谷 貞 男	出
6番	大澤 英司	出	13番	長 堀 進	出
7番	大曽根 髙男	出	14番	丸 山 隆 一	出
出	席 14名		欠	席 0名	

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏	名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根	和市	田
水谷 2	神山 稔	出	南畑 2	谷合	章	出
鶴瀬 1	横山 勝之	出	南畑3	萩原	好伸	出
鶴瀬 2	星野 幸夫	出				
出	席 7名		欠	席	0名	

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉 野 武 明	事務局主任	荒木 貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

11 番 清水 登與雄 委員

12番 渋谷貞男委員

13 番 長堀 進 委員

日程第2議事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10~ クタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・ 隣地境界にはコンクリートブロック 3 段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチ により敷地内処理をします。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通 知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明2件を議題として上程し、事務局の説

明の後、全委員に諮り、議案第2-1については全委員の賛成により「承認」された。 議案2-2については、農地利用に不適切な状況があるため、是正指導をすることと し、全委員の採決により「保留」とした。

○議案第2-1

(事務局説明)

本件は、平成30年12月3日に相続開始となり、相続税の納税猶予に関する適格 者証明願いが提出されたものです。

事務局において、7月8日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地6 筆3,783.09㎡について、農地として適正に管理されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地調査及び申請者宅を訪問し、お話を伺い、申請者の農業経営状況を確認しました。 農産物については直売をされています。よろしくお願いします。

○議案第2-2

(事務局説明)

本件は、平成30年9月14日に相続開始となり、相続税の納税猶予に関する適格 者証明願いが提出されたものです。

事務局において、7月8日及び23日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地3筆1,948㎡について、農地としての利用に不適切な状況があることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

現地調査を行いましたが、農地として不適切な状況がみられますので、是正が必要 と思われますが、皆様のご審議をお願いします。

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 〇議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1を議題として上程 し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の 利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第3-1

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和2年9月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載されたそれぞれの農地2筆1,829㎡につ

いて、7月5日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの報告)

現地を確認しましたところ、農地として利用されていることを確認しました。

第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

○議長は、富士見市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について1件を議題と して上程し、産業振興課の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成により「やむを得な い」と決定した。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年6月18日から令和元年7月17日まで)

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 9件

日程第4 協議報告事項

- 1. 令和元年度8.1調査について
- 2. その他

議長は、令和元年第8回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月25日

議	長			
1 1	番			
1 2	番			
1 3	番			